

## 小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けて自ら策定した経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援する補助金です。

### ■第17回公募要領(暫定版)が公開されました

#### 【スケジュール】

公募申請受付開始 : 5月 1日 (木)

公募申請受付締切 : 6月13日 (金) 17:00 ※予定は変更する場合があります。

#### 【事業概要】

○補助上限：50万円

※上記金額に、インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ

○補助率：2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4）

○対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

**申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。**



詳細は、小規模事業者持続化補助金 HP

([https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/shinsei.html](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/shinsei.html)) をご確認ください。

## 改正育児・介護休業法が4月1日から施行されます

「男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会」を目指した改正育児・介護休業法が令和7年4月1日から段階的に施行されます。同法の適用対象は、原則として全企業。会社で働く従業員がより働きやすくなる一方、事業主にとっては就業規則を変更するなど、さまざまな対応が求められるようになります。

### ■改正育児・介護休業法の主なポイント

Point① 子の看護休暇が見直される

小学校就学前→小学校3年生終了までに延長等

Point② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大される

3歳未満まで→小学校就学前まで

Point③ 育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務に

Point④ 仕事と育児の両立に関する個別の周知・意向確認の義務化（令和7年10月施行）

Point⑤ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等が義務付けられる

詳細は、厚生労働省リーフレット

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>) をご確認ください。

